

『造形デザイン』の知財判決紹介（19）

一部分意匠の意匠権の効力ー

〔植木鉢〕意匠権侵害差止請求事件

①大阪地判平成29年5月18日平成28年(ワ)第7185号

②大阪高判平成29年11月9日平成29年(ネ)第1627号

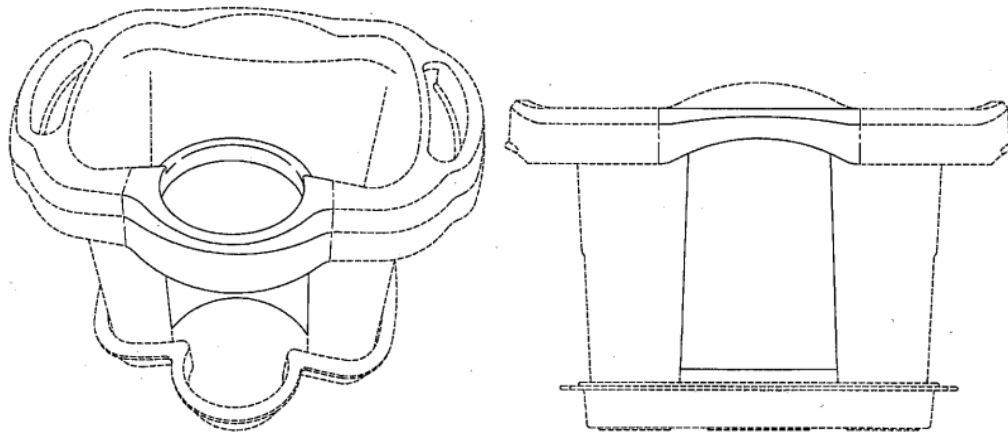
【事案の概要】

本件は、意匠に係る物品を植木鉢とする本件意匠権を有する原告（控訴人）が、被告（被控訴人）による被告製品の製造販売行為が本件意匠権の侵害となると主張して、被控訴人に対し、意匠法37条1項に基づき、被告製品の製造、譲渡、譲渡の申出の差止め、同条2項に基づき、被告製品の廃棄を求めた事案である。地裁は、被告製品意匠は本件意匠と類似せず、本件意匠権を侵害しないとし、高裁も同様に原告（控訴人）の控訴を棄却した。

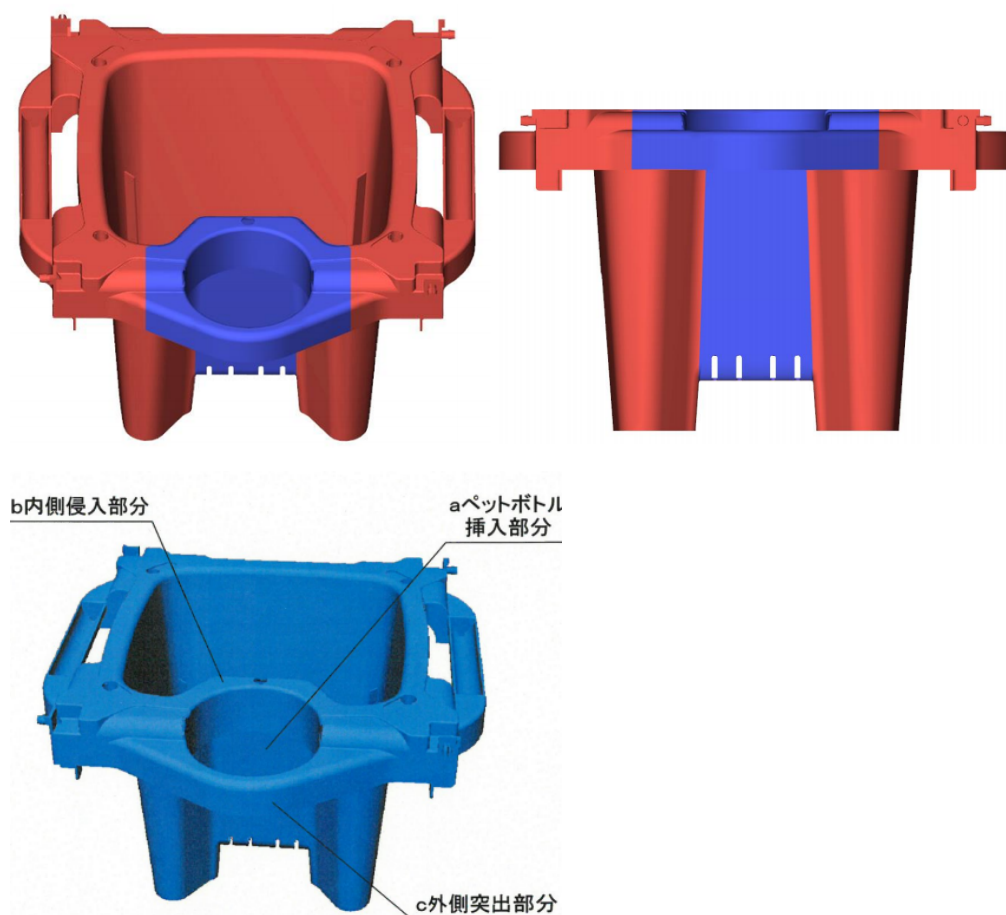
本件意匠は、「植木鉢」の部分意匠であり、部分意匠の認定、及び、部分意匠の意匠権の効力について参考になる事例である。

高裁は、「その理由は、次のとおり原判決を補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の…とおりであるから、これを引用する。」としているので、以下【要旨】では、高裁の説示要旨に地裁の説示を引用して紹介する。

【本件意匠（意匠登録1244149号）】



【被告意匠】



【要旨】

第3 当裁判所の判断

1…原判決「事実及び理由」の第3の1から第3の4まで（原判決10頁5行目から15頁11行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

「1 登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠を全体的に観察することを要するが、意匠に係る物品の用途、使用態様、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者が視覚を通じて注意を惹きやすい部分を把握し、この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当であると解される。

2 本件意匠及び被告意匠

添付公報、甲5及び6並びに弁論の全趣旨によれば、本件意匠は、別紙「本件意匠の形状」の「裁判所の認定」欄記載の、被告意匠は、別紙「被告意匠の形状」の「裁判所の認定」欄記載のとおりであると認められる。なお、被控訴人は、背面図と参考斜視図

における外側枠体部の高さの比率が一致しないことを理由に、本件意匠が特定されていないと主張する。しかし、背面図における外側枠体部の形状は、右側面図、B－B断面図と整合しており、外側枠体部の形状を客観的に再現することができる。参考斜視図は、背面の斜め上から斜視図であるため、外側枠体部の高さの比率が図面に正確に反映されなかったものと思われるが、本件意匠の特定を欠くものではない。

3 本件意匠の要部

(1) 本件意匠に係る物品である植木鉢の用途、使用態様等

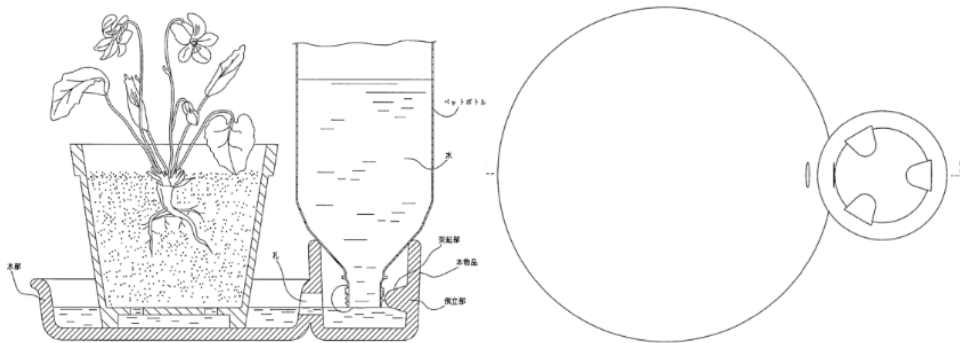
本件意匠に係る植木鉢は、給水用のボトルを倒立状態で保持するための保持孔が背面側のフランジ部に形成されたものである。(甲4)

そして、本件意匠に係る植木鉢が、主として、学童向けのあさがお等の育成に用いられるものであることからすれば、本件物品の需要者は、学童あるいは初等教育機関の教員であるといえる。これらの需要者は、植物の世話をしたり、給水用の容器であるペットボトル等を入れ替えたりすることから、植木鉢を背面の斜め上から見下ろすことになり、本件意匠においては、その上部に主として注目するものと考えられる。

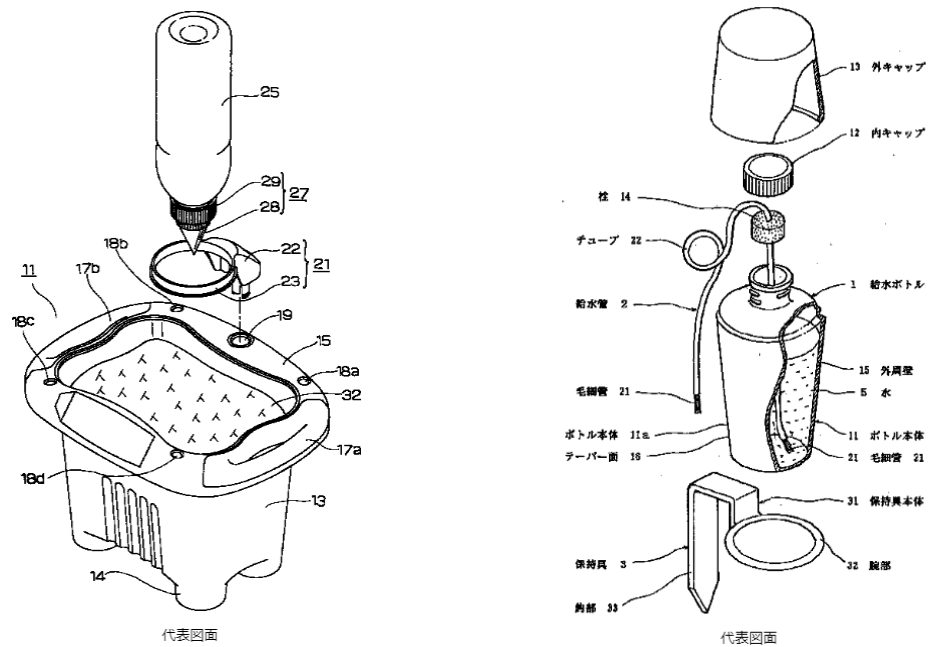
(2) 公知意匠

乙3公報ないし乙10公報には、本件意匠の登録出願前に、植木鉢へ給水するための給水容器、給水容器のホルダー、給水容器の保持具等として、給水容器挿入用の円形孔部を形成したものが記載されていることから、給水容器の挿入部の形状が円形孔部である意匠は公知であったと認められ、また、ペットボトル等本体が円柱状の給水容器を差し込む用途の物である以上、円形孔部はありふれた形状であるといえる。他方、これらの公報に記載された植木鉢へ給水を行うためのペットボトル等の給水容器やそのホルダー等は、植木鉢と連結された別の容器に設置されるもの(乙3公報、乙8公報、乙9公報、乙10公報)、植木鉢のフランジ部にホルダー等別部材を取り付けるもの(乙4公報、乙5公報)、植木鉢内の土に差し込むもの(乙6公報)であり、乙7公報に記載されている植物栽培器は、栽培容器に溜めた養液を用いて植物を栽培するもので、土を入れる栽培床に給水するものではないが、細長い形状の植物栽培器の上部に設置する細長い栽培枠体の一端に養液収納容器(養液タンク)の取付部が形成され、酸素供給手段を装着する部分を置いて隣接するその余の部分に土入れ部である栽培床が形成されており、養液収納容器の取付部と土入れ部である栽培床が、栽培枠体として一体となっているものであることが認められる。

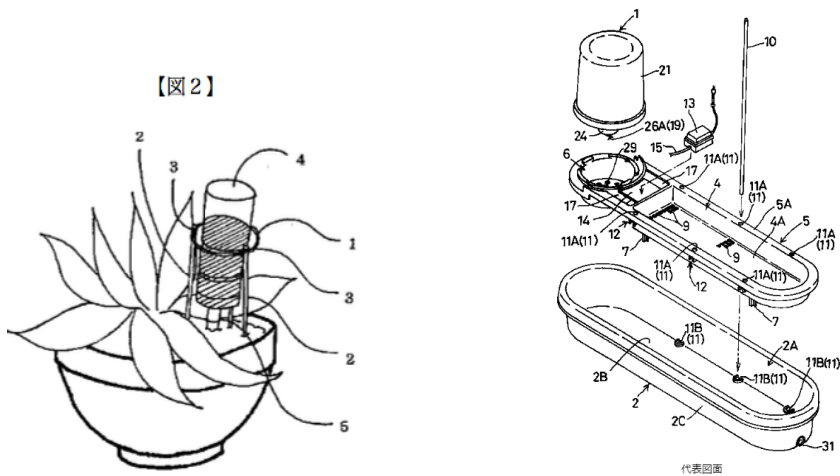
【意匠登録第1091154号公報（乙3）】



【実用新案登録第3095556号公報（乙4）】【実開平6-54号公報（乙5）】

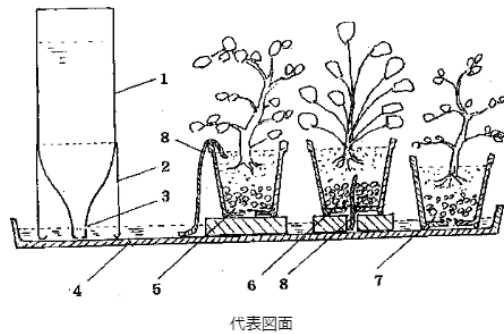
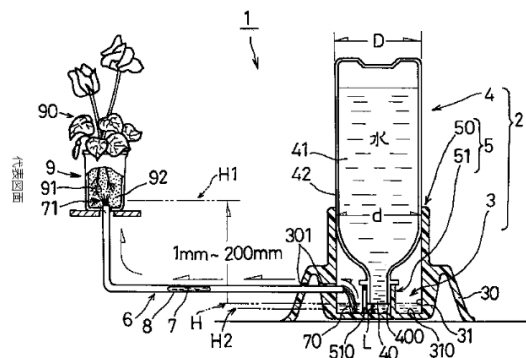


【特開 2003-111523 号公報（乙6）】【特開 2000-354431 号公報（乙7）】

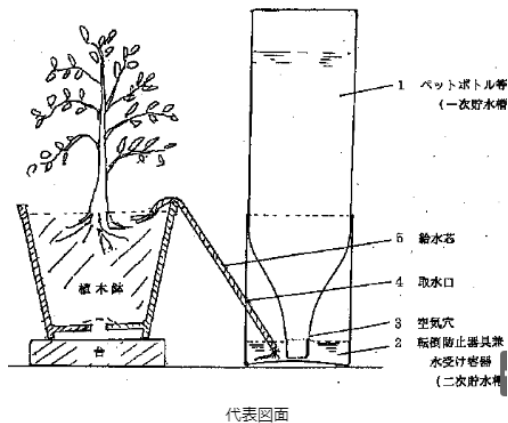


【特開平 11-89454 号公報（乙 8）】

【特開平 11-56136 号公報（乙 9）】



【特開平 10-191815 号公報（乙 10）】



(3) 要部の認定

本件意匠の物品にかかる植木鉢の用途，需要者の注目する部分のほか，上記(2)の公知意匠からすれば，本件意匠の基本的構成態様における給水ボトル挿入用の円形孔部は，公知の意匠であって新規な形態とは認められず，また，公知の意匠として，土を入れる容器と水分を供給する容器を取り付ける部分とが同一の枠内で一体となったものがあることからすれば，本件意匠において新規で創作性の認められる部分は，給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状，すなわち，円形孔部が植木鉢の背面の上方に内側に侵入する状態で内側枠体部及び土入れ部背面部が形成され，円形孔部の一部が外側に突出する状態で外側枠体部が形成されている点にあるといえる。

そして，上記(1)のとおり，本件意匠の物品に係る植木鉢において，需要者は通常植木鉢の背面の斜め上から見るもので，本件意匠の上部である円形孔部及びその周辺の意匠に注目することからすれば，枠体部の奥になって見えなくなる土入れ部背面部を除いた，植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状が要部であるといえる。

この点，原告は，本件意匠の要部は，円形孔部の中心が植木鉢の背面の両角を結んだ線上付近に位置するように形成され，かつ，植木鉢の背面の中央付近で円形孔部の内側

への侵入範囲と外側への突出範囲とが概ね同程度となっている点である旨主張する。確かに、本件意匠は、それまでの公知意匠にない、給水容器の保持部が植木鉢に入り込む形で一体となった形状である点において新規であるが、給水ボトル保持部の内側が円形孔部であることはありふれた形態であることからすれば、原告の主張は植木鉢の背面と枠体部の位置関係だけをいうに等しいものであり、上記のとおり、**需要者が斜め上から見る場合、原告が主張するような円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係だけでなく、給水ボトルの保持部がどのような形をしているかについても注目するはずであり、それを加味して全体として美感を形成しているといえる**ことからすれば、原告の主張は採用できない。

また、被告は、外側枠体部の下端の形状についても要部である旨主張するが、植木鉢の背面上方から見た場合、外側枠体部の下端は死角となる部分であり、上から給水ボトルを差し込む際も下端の形状を見ることはないから、この点を要部とみることはできない。

4 本件意匠と被告意匠との対比

(1) 基本的構成態様

本件意匠と被告意匠の基本的構成態様は共通している

(2) 具体的構成態様

本件意匠と被告意匠との主な共通点と差異点は次のとおりである。

ア 共通点

円形孔部が形成された枠体部は、植木鉢背部の内側に侵入して形成された内側枠体部と、外側に突出して形成された外側枠体部を備えており、内側枠体部は土入れ部背面が折り返されて形成されている点

イ 差異点

(ア) 円形孔部

本件意匠は、内側孔部と外側孔部から構成され、内側孔部の上端が外側孔部の上端よりも低い段差状に形成されているのに対し、被告意匠は、内側孔部、外側孔部及び中央孔部から構成され、内側孔部の上端が外側孔部の上端より高く、かつ、内側孔部の上端は僅かな垂直の段差を挟んでなだらかに外側に凸の円弧状となっている中央孔部によって外側孔部の上端に連結されている点

(イ) 枠体部

① 本件意匠は、内側枠体部と外側枠体部から構成されているのに対し、被告意匠は、内側枠体部、外側枠体部及び中央枠体部から構成されている点

② 内側枠体部の上部は、本件意匠においては内側孔部の円弧に沿って形成されているのに対し、被告意匠においては内側孔部の円弧を取り囲むように、略台形に形成されている点

③ 外側枠体部は、本件意匠においては外縁が緩やかな円弧状に形成されているの対

し、被告意匠においては、平面視において植木鉢背面部から外に張り出すようになだらかな山状の形を形成している点

④ 本件意匠は、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面より低い段差状に形成されているのに対し、被告意匠は、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面より高く、中央枠体部の上面が内側枠体部の上面から外側枠体部の上面を連結する外側に凸の円弧状に形成されている点

⑤ 本件意匠は、外側枠体部の下端が上方に凸の緩やかな円弧状となっているのに対し、被告意匠は、外側枠体部の下端が水平となっている点

(ウ) 土入れ部背面部

本件意匠は、内側枠体部の上縁が折り返された背面視奥側から円弧状に湾曲した湾曲板が垂下して形成されているのに対し、被告意匠は、内側枠体部において折り返された背面視奥側の水平状部から平面状に垂下した平面板が形成されている点

(3) 類否

ア 以上を踏まえて検討すると、上記のとおり、本件意匠と被告意匠は、基本的構成態様が共通しているところ、土入れ部背面部自体は要部ではないが、植木鉢の背面上方に円形孔部が形成された枠体部は本件意匠の要部であることからすれば、円形孔部が形成された枠体部が植木鉢背部の内側に侵入して形成された枠体部を有する本件意匠と被告意匠とは、一定の美感の共通性が生じているといえる。

しかし、本件意匠の要部である枠体部の具体的形状において、両意匠は多くの点で異なっている。すなわち、本件意匠と被告意匠は、内側枠体部、外側枠体部がある点については共通するものの、本件意匠においては内側枠体部も外側枠体部も円形孔部の円弧に沿うようにほぼ円形であるのに対し、被告意匠は、平面視において、内側枠体部は略台形状で直線的な形状であり、外側枠体部についてもなだらかな山状の形で、その稜線部分が直線状であることから、その印象は異なっている。また、本件意匠においては、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面に比して低い段差状に形成されているのに対し、被告意匠においては、内側枠体部の上面が外側枠体部の上面より高く、しかも、両者の間に中央枠体部が構成され、中央枠体部の上面が内側枠体部の上面から外側枠体部の上面を連結する外側に凸の円弧状に形成されていることから、両者の枠体部の上面の凹凸は異なっており、上から見た印象を異なるものとしている。

イ 以上の点をふまえ、本件意匠と被告意匠を全体としてみると、両意匠はいずれも植木鉢背面内側に入り込む給水ボトル挿入用の円形孔部を形成する枠体部が存在することによって一定の印象の共通性は生じるものの、その枠体部の構成、枠体部を構成する各部の高さやその形状が異なることにより、本件意匠は、枠体部が円形孔部に沿ってほぼ円形で、背部から見た場合、奥まった内側枠体部が手前に見える外側枠体部の上面より低い形状になっていたとしてもさほどの段差感を受けないから、全体的に丸くシンプルな印象を受けるのに対し、被告意匠は、内側枠体部が略台形、外側枠体部が山

形といった直線的な形状をしており、さらに、外側枠体部が内側枠体部の上面より低くなっていることから、内側枠体部の形状がより看取りやすく、また、枠体部の上部において内側、中央、外側部分が凸凹になっていることとも相まって、直線的でごつごつした印象を受けるものであるから、それぞれの意匠を全体として観察したときに、本件意匠と被告意匠とが類似の美感を生じるとまでは認められず、両意匠が類似しているということとはできない。」

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件意匠の要部は、ペットボトル等の給水容器等を挿入するための円形孔部が、植木鉢と一体でかつ植木鉢を構成する部分として形成された意匠をもって、新規に創作されたということができ、本件意匠の要部は、円形孔部の植木鉢における配置にあり、給水ボトルの保持部の形状については本件意匠の要部ということとはできないと主張する。

確かに、前記引用の原判決「事実及び理由」第3の3(3)のとおり、本件意匠のように、給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状は公知の意匠にはなく、円形孔部の配置は新規であるといえるが、本件意匠は、部分意匠であり、植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体を意匠権の内容とするものではない。その一方で、需要者である学童あるいは初等教育機関の教員が、植木鉢の背面の斜め上から見るのが通常である（本件意匠にかかる植木鉢は、給水ボトル保持部の円形孔部にペットボトルを挿入して使用し、ペットボトル内の水分量に注目して使用するのが通常である。）以上、円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係とともに、給水ボトルの保持部がどのような形をしているかについて注目すると考えられる。そうすると、本件意匠の要部は、植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状であると認められる。

控訴人の主張は採用できない。

(2) さらに、控訴人は、本件意匠に係る植木鉢は大ベストセラー商品であるところ、被控訴人は、本件意匠の顧客吸引力にただ乗りする形で、被告製品を製造販売しているとも主張する。

しかしながら、前記認定判断のとおり、本件意匠と被告意匠は類似であると認めることはできず、本件意匠を侵害するものではないし、上記の事情によって類否の判断が左右されるものでもない。

控訴人の主張は理由がない。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の被控訴人に対する請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【検討】

1. 類否判断の一般論

(1) 一般論を冒頭に説示

本判決では、本件意匠と被告意匠の類否判断の冒頭に一般論を説示している。すなわち「登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠を全体的に観察することを要するが、意匠に係る物品の用途、使用態様、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者が視覚を通じて注意を惹きやすい部分を把握し、この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当であると解される。」と説示する。

「全体観察」と「要部把握」とは、「両意匠の美感の共通性」を判断するための基本的手法である。したがって、本件意匠のみならず被告意匠についても「美感」の認定が必要であり、「要部把握」をすべきものと思われる。だが、実際の判決内容では、「本件意匠の要部」を「植木鉢の用途、使用態様等」及び「公知意匠」を参酌して認定しているが、「被告意匠の要部」については個別に検討はされていない。

しかし、両意匠を「対比」し「共通点」「差異点」を認定し、「類否判断」において、両意匠は基本的構成態様が共通し「一定の美感の共通性が生じている」とする一方、「本件意匠の要部である枠体部の具体的形状」について、両意匠の各部の具体的形状の差異による「異なる印象」を認定して、本件意匠は「全体的に丸くシンプルな印象」を受けるのに対し、被告意匠は「直線的でごつごつした印象」を受けるものであると判断している。この両意匠の対比と類否判断の全体を通じて、「本件意匠の要部」と対比的に「被告意匠の要部」が具体的に認定されているといえよう。

(2) 部分意匠の類否判断の手法は通常在意匠と同じ

本件の類否判断の一般論は、通常在意匠（全体意匠）の一般論と同じである。

部分意匠に関する裁判例をみると、知財高判平成18.7.18〔スポーツ用シャツ〕平成18（行ケ）10004号は、「部分意匠についての類否判断も、基本的には通常在意匠（全体意匠）の類否判断と異なるところはない」と説示する。また、大阪地判平成25.9.26〔遊技機用表示灯〕平成23（ワ）14336号は、意匠の類否判断について「部分意匠においても異なるものではない」として本件と同旨一般論を述べる。最近では、大阪地判平成29.2.14〔靴底〕平成28（ワ）675号も同旨一般論を述べている。

最判昭和49.3.19〔可撓伸縮ホース〕（民集28巻2号308頁）は、「法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない」

と説示している。この最高裁判決は、①「意匠の類似」の前提として「意匠にかかる物品」の類似が必要であり、②更に「意匠自体」が類否する必要があるとの説示と解される（五味飛鳥「類否判断における意匠の物品性が果たす役割」（工業所有権法学会誌40号 有斐閣2017年）192頁参照。梅澤修「意匠法の問題圏（16）」（DESIGN PROTECT 2017 No. 115）33頁参照。）。これを前提として本件判決の類否判断の一般論を理解すれば、本件類否判断の一般論は、②「意匠自体」の類否判断手法を説示するものと解される。そして、本件の一般論では、「意匠にかかる物品の類否」については独立に採り上げられていない。したがって、「意匠の類似」の前提として「意匠にかかる物品」の類似が必ずしも必要ではないとの説示ともとれるが、少なくとも、「意匠自体」の類否判断において、「物品の類否」を独立に判断する必要はないと解される。「意匠自体の類否」においては、「意匠に係る物品の用途、使用態様を参酌」するとしても、「物品の類否」自体は判断する必要がないと思われる。（なお、本件では、「意匠に係る物品」は「植木鉢」であり争点とはなっていない。）

しかしながら、一般には、「意匠の類似」は「物品」と「形態」を分離して判断すると説明されている。例えば「知財教材「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」2018年1月10日」（特許庁HP）では、【図】とともに、「意匠の類似が認められるためには、物品と形態のいずれもが類似する必要がある。」と説明されている。同じ考え方は、高田忠『意匠』（有斐閣昭和44年）134頁にもあり、「この解釈は旧法時代からのものであつて、現行法になってもそのまま引き継がれている」と述べられている。

【図】

		物品		
		同一	類似	非類似
形態	同一	同一意匠	類似意匠	非類似意匠
	類似	類似意匠	類似意匠	非類似意匠
	非類似	非類似意匠	非類似意匠	非類似意匠

なお、『意匠審査取極』（昭和26年）では「物品を異にする物は別個の意匠」との規定があり、『意匠審査基準』（昭和43年）では、法第3条第1項第3号の「類似する意匠」について「同一又は類似物品間において判断する。」とのみ規定している。「意匠の形態の類似」については記載がなく、やや含みのある規定であり、〔可撓伸縮ホース〕最判の「物品の類似」と「意匠自体の類似」の考え方も採ることができる規定ぶりである。

現在の『意匠審査基準』では、部分意匠の類否判断の方法として、①意匠に係る物品、②当該部分の用途及び機能、③当該部分の形態、④当該部分の位置等について各々判断するとの手法を記載している（102頁「71. 4. 2. 2. 1 公知の意匠と部分意匠との類否判

断」，110頁「71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断」参照。これは，平成14年の改訂で規定された。）

また、『意匠審査基準』の「22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法」（29頁以下。この部分は平成19年の改訂である。）では，「（ア）対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断，（イ）対比する両意匠の形態の認定，（ウ）形態の共通点及び差異点の認定，（エ）形態の共通点及び差異点の個別評価，（オ）意匠全体としての類否判断」との「観点」によって行われると説明される。共通点及び差異点の個別評価においては，「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」や「先行意匠群との対比に基づく評価」をするのであり，本判決の類否判断一般論の「意匠に係る物品の用途，使用態様，更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌」と同様の手法である。したがって，観点（ア）は，上記〔可撓伸縮ホース〕最判の①「物品の類否判断」に該当し，（イ）～（オ）は，②「意匠自体の類否判断」に該当するといえよう。

裁判例をみると，〔スポーツシャツ〕判決は，「通常の意匠（全体意匠）の類否判断」の一般論として，「意匠法3条1項3号に係る通常の意匠（全体意匠）の類否判断は，物品について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするものであって，公知意匠からの創作容易性の問題ではない（最高裁昭和49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁参照）。すなわち，一般需要者である取引者・需要者が，まず，物品を全体的に観察するのが通常であることを前提に，①公知意匠に係る物品と当該意匠に係る物品が同一又は類似であるか否か，②それぞれの意匠の形態が同一又は類似であるか否かを検討し，…意匠の類否判断は，一般需要者の立場からみて，物品の美観，すなわち，当該意匠に，新たな創作的工夫により独自の美感を与える要素を付加するものがあるか否かの観点から，当該意匠と公知意匠について混同が生ずるおそれがあるといえるほどに似ているかどうかによって決することになる。」と説示している。この〔スポーツ用シャツ〕判決の説示は，〔可撓伸縮ホース〕最判の「意匠自体の類否」を「意匠の形態の類否」と解釈しており，『意匠審査基準』の「部分意匠の類否判断」と同様である。

『意匠審査基準』の「部分意匠の類否判断」は平成14年の改訂により追加されたものであり，意匠の類似を①物品の類似と②形態の類似に分節する判断手法であるが，「意匠の類否判断」は平成19年に追加されたものであり，①物品の類似と②「意匠全体の類似」（「意匠自体の類似」）に分節する判断手法となっている。〔スポーツ用シャツ〕判決は前者の立場であり，〔遊技機用表示灯〕や本件〔植木鉢〕は後者の立場の類否判断手法といえよう。

ただし，『意匠審査基準』の「凡例」（平成14年）によれば，意匠法2条1項に規定される「形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合」（＝形態）について，「意匠の構成要件として物品と渾然一体となるものである」と解しており，純粋な形態そのものとは異なることを指摘する。また，「部分意匠の類否判断」（平成14年）103頁においても，「①見えやすい部分は，相対的に影響が大きい」，「②ありふれた形態の部分は，

相対的に影響が小さい」等の類否判断基準を記載しており（この基準は、高田忠『意匠』等から存在する。）、本判決の「意匠に係る物品の用途、使用態様、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌」の手法と共通する考え方が窺える。

したがって、「形態の類否」といっても、物品から切り離された「純粹形態」ではなく、「物品と結びついた形態」の類否を問題としているのであり、形式的には「物品の類否」と「形態の類否」を分離する判断といいつつ、実質的には「意匠自体」の類否判断となっていたと思われる。

2. 本件意匠の要部（部分意匠の構成）

原告は、「本件意匠に係る植木鉢は、本件意匠登録以前の公知意匠が本件意匠と全く異なるデザイン」であるとして、「本件意匠の要部は、ペットボトル挿入部の円形の中心が、植木鉢の背面の両角を結んだ線上付近に位置するように形成され、かつ、植木鉢の背面の中央付近で、ペットボトル挿入部の円形部分の植木鉢の内側への侵入範囲と外側への突出範囲とが概ね同程度となっている点である。」と主張した。

だが、裁判所は、本件意匠の要部は、①「給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状、」及び②「植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状」であると説示する。

そして、原告の主張については、「給水ボトル保持部の内側が円形孔部であることはありふれた形態であることからすれば、原告の主張は植木鉢の背面と枠体部の位置関係だけをいうに等しいものであり、上記のとおり、需要者が斜め上から見る場合、原告が主張するような円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係だけでなく、給水ボトルの保持部がどのような形をしているかについても注目するはずであり、それを加味して全体として美感を形成しているといえることからすれば、原告の主張は採用できない。」と判断する。

なお、被告の「原告の主張は、部分意匠でない破線で描かれた本件意匠の構成でない部分（「植木鉢の背面の両角を結んだ線上」）を前提とするもので、誤りである。」等の主張は採用されていない。

しかし、高裁は原告（控訴人）の要部の主張に対して、さらに詳細に判断し、「本件意匠のように、給水容器の保持部が植木鉢の内側に入り込む形で一体となっている形状は公知の意匠にはなく、円形孔部の配置は新規であるといえるが、本件意匠は、部分意匠であり、植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体を意匠権の内容とするものではない。その一方で、需要者である学童あるいは初等教育機関の教員が、植木鉢の背面の斜め上から見るのが通常である以上、円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係とともに、給水ボトルの保持部がどのような形をしているかについて注目すると考えられる。そうすると、本件意匠の要部は、植木鉢の背面上方に形成された給水ボトル保持部を形成する枠体部の形状であると認められる。」と説示している。

被告の主張を直接採用したものではないが、「植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体」は「意匠権の内容」ではないとの認定は、「植木鉢」全体ないし上面全体が実線で描かれていないので、「具体的な位置関係自体」は本件部分意匠の構成ではないとの認定と解され、被告の主張「破線で描かれた本件意匠の構成でない部分（「植木鉢の背面の両角を結んだ線上」）を前提とするもの」とほぼ同じと解される。

地裁は「円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係」だけが要部ではないと説示していたのに対して、さらに、「植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体」は「意匠権の内容」ではないことも理由として追加したといえよう。

しかし、高裁の説示は、「植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体」は「意匠権の内容」ではないとしつつ、「円形孔部と植木鉢のフランジ部との位置関係」は本件意匠の要部の一つとして認めているとも読め、やや不明確である。第一の解釈としては、「植木鉢（全体）と円形孔部との位置関係」は部分意匠の構成ではなく、「フランジ部と円形孔部との位置関係」は構成であると認めたものと解されるが、第二に、「植木鉢と円形孔部の具体的な位置関係自体」は構成ではないが、「植木鉢と円形孔部の抽象的な位置関係」は構成であるとも解される。原告の主張も明確ではないが、第二の解釈を採用すべきであろう。

抽象的な構成だけではなく、当該部分の具体的構成態様が要部を構成するとの判断は、知財高判平成28.1.27〔包装用箱〕（平成27（ネ）10077）と共通するものがある。一般的に、基本的構成態様が公知意匠にはない新規な創作性が高い態様であったとしても、そのみでは意匠の要部とはなりえない。基本的構成態様とは、〔包装用箱〕知財高裁が述べるように「意匠を概括的に捉えた際の骨格的態様をいうものであり」、抽象的なコンセプトと同様、現実的な物品形態としての具体性がなく、需要者に特定した「視覚的美感」を起こさせるものとはなりにくい（梅澤修「意匠法の問題圏（16）」（DESIGN PROTECT 2017 No. 115）26頁参照。）。

なお、「植木鉢」全体であれば、通常その土や植木を入れる容器全体の形状がまず注目される形態であり、植木を鑑賞することを考慮すれば「正面の上部」も要部と思われる。だが、本件意匠は「保持孔が背面側フランジ部に形成された」部分意匠であり、斜め上から見下ろすことになる「背面の上部」が需要者の主として注目する部分（要部）とされている。背面側の部分意匠であることから、「用途、使用状態等」についても、植木鉢全体の使用状態等ではなく、背面側の部分に関する使用状態等、すなわち「植物の世話をしたり、給水用の容器であるペットボトル等を入れ替えたりすること」を主として考慮して、「背面の上部」を要部と認定していると思われる。

部分意匠の要部認定においては、意匠に係る物品全体の用途及び機能よりも当該部分の用途及び機能を主として考慮して要部認定をすべきものといえよう（部分意匠の要部認定の観点については、梅澤修「意匠法の問題圏（12）」（DESIGN PROTECT 2015 No. 107）26頁参照。）。

3 被告意匠（対比意匠）の認定

本件では争点にはなっていないが、部分意匠の類否判断においては、本件意匠の認定とともに、対比意匠（被告意匠又は引用意匠）の認定が重要である。本件では、本件部分意匠と対比される被告意匠は、被告製品植木鉢の部分意匠（本件部分意匠に相当する部分意匠）である。被告意匠をこのように部分意匠として把握する場合、被告製品の全体意匠と被告意匠は利用関係を構成すると解されよう。

大阪地判平成 29.2.14〔靴底〕平成 28（ワ）675 号は、「靴底」の「側面部分」の部分意匠に係る意匠権の意匠権者である原告が、被告らが製造販売していた「靴（被告製品）の靴底部分」が本件意匠権の意匠に類似するから、被告らの行為が本件意匠の利用による意匠権侵害に当たると主張した事案である。判決では、被告意匠を「被告製品の靴底部分の意匠」としている。

原告は、「被告意匠は「靴底」の意匠であり、本件意匠と意匠に係る物品が同一であり、また被告意匠が被告製品の靴底の意匠の中で占める位置、大きさ、範囲は、本件意匠の実線部分の位置、大きさ、範囲とほぼ同一である。そして、被告製品は、本件意匠と類似の被告意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、アッパー部分と区別し得る態様において包含しているので、被告製品の意匠を実施すると、必然的に本件意匠と類似する意匠を実施する関係にある。したがって、被告製品を製造販売する行為は、本件意匠と類似の意匠を利用する行為に当たり、本件意匠権の侵害行為を構成する。」旨主張した。

結論として、本件部分意匠と被告意匠とは類似しないとされ、意匠権侵害は認められなかった。だが、本件部分意匠は、「靴底」の「側面部分」の部分意匠であり、対比される被告意匠も「靴底の側面部分」の部分意匠と認識される。被告製品は「靴」であったから、被告製品の「靴」意匠は、「靴底」部品意匠を利用し、かつ、「靴底」全体意匠は「靴底の側面部分」の部分意匠を利用するものと捉えられ、いわば二重の利用関係が問題となっていた事案である。この点については、争点になっていないので、両意匠が類似するとすれば、二重の利用関係による意匠権侵害が認められた可能性もあった。（部分意匠の利用関係については、青木大也「部分意匠に係る意匠権の侵害について」（パテント 2015 Vol.68 No.9）64 頁。また、「二重の利用関係」については、梅澤修「意匠法の問題圏（12）」（DESIGN PROTECT 2015 No.107）20 頁参照。）

なお、この〔靴底〕事件でも、部分意匠の要部は当該部分意匠の構成（物品の部分の形状等）の内で需要者の注意を惹く部分を認定しており、本件〔植木鉢〕事件と同様に意匠に係る物品全体の内の要部ではなく、当該部分の内の要部を把握している。必然的に、当該部分の具体的構成態様の差異が類否判断において高く評価されることになっていると思われる。